

平成25年8月29日
文化市民局

市内の全自治会・町内会
に提供します！

担当 地域自治推進室
地域づくり推進担当
☎222-3049

自治会・町内会加入啓発ポスターの作成について

京都市では、昨年4月に「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」を施行し、将来にわたって地域住民が支え合い、安心して快適に暮らすことができる地域コミュニティの実現を目指して様々な取組を進めています。

近年、居住形態や生活様式の変化に伴い、自治会、町内会等の住民組織の加入率が低下し、地域コミュニティの活力低下が危惧されています。

そこで京都市では、自治会・町内会への加入を呼び掛けるポスターを作成し、市の施設等に掲示するとともに、各自治会・町内会で御活用いただけるよう、市内のすべての自治会・町内会に提供しますので、お知らせします。

1 ポスターデザインについて

ポスターは、市施設等掲示用の「一般版」(B2判・B4判)のほかに、自治会・町内会の名称や連絡先等を記入する余白を設けた「自治会・町内会提供版」(B4判)を作成し、各自治会・町内会で自由に御活用いただけるようにしています。

一般版 (市施設等掲示用)



自治会・町内会提供版



2 配布，掲示について

(1) 一般版

市役所本庁舎，各区役所・支所，地下鉄全駅等で9月2日（月）から掲示します。また，住宅関連事業者等にも掲示の協力を依頼していきます。

(2) 自治会・町内会提供版

9月以降順次，市内の全自治会・町内会にお配りするとともに，9月2日（月）から，文化市民局地域自治推進室及び各区役所・支所地域力推進室まちづくり推進担当において，希望者に無料配布します。

3 その他

ホームページ「京都市情報館」及び「京都市 自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイト」（アドレス：<http://www5.city.kyoto.jp/chiiki-npo/>）にもポスターを掲載し，自治会・町内会の役員等が自由にダウンロード，印刷して，活用できるようにします。